

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津美里町は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県大沼郡会津美里町

## 公表日

令和1年6月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事業に関する事務を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取扱う。</p> <p>①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(以下、手帳という。)の交付、再交付(更新・程度変更)、返還、氏名・居住地変更に係る届出書の確認、進達に関する事務</p> <p>②手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>③手帳情報の確認及び手帳の認可業務に必要な各種情報の照会</p> <p>④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会</p> <p>⑤更生指導台帳の整備事務</p> <p>⑥各種報告書類の作成</p> <p>⑦地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等に関する事務</p> <p>⑧特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務</p> <p>⑨介護給付、特定介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定等に関する事務</p> <p>⑩計画相談支援給付費及び特定計画相談支援給付費の支給に関する事務</p> <p>⑪療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事務</p> <p>⑫障害支援区分の認定調査事務</p> <p>⑬障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給に関する事務</p> <p>⑭障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務</p> <p>⑮障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</p> <p>⑯補装具費の支給申請に係る届出書の確認・進達、支給決定、受給者台帳の整備に関する事務</p> <p>⑰地域生活支援事業に係る届出書の確認・進達、支給決定、に関する事務</p> <p>⑱自立支援医療に係る申請や異動・喪失等の届出書の確認・進達、支給決定、受給者台帳の整備に関する事務</p> <p>⑲各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会</p> <p>⑳特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給に係る届出書の確認・進達、支給決定、受給者台帳の整備に関する事務</p>
③システムの名称	障害福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一:8.11.12.13.14.34.47.84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 16.19.26.27.30.31.54.55.56-2.57.79.87.106.109.116の項 (別表第二における情報照会の根拠): 10.11.12.14.15.16.20.25.53.67.68.69.85.108.109.110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康ふくし課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課(広報電算係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地 0242-55-1119

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない